

經濟學叢論 每月一日發行
 第四十七卷第六號昭和十三年十二月一日發行
 大正四年六月二十一日第三種郵便物認可

東京帝國大學經濟學會

經濟叢論

第 四 十 七 卷 第 六 號

昭 和 十 三 年 二 月 一 日 發 行

論 叢

幕末の出貿易……………經濟學博士 本庄榮治郎

投資節約の均等について……………文學博士 高田保馬

商品リンク制の發展……………經濟學博士 谷口吉彦

時 論

日本銀行の國債引受と財政經濟……………深井英五

戰爭の意義と共同體的國內革新の急務……………經濟學博士 石川興二

研 究

獨逸の植民問題……………法學士 前田稔靖

中小工業としての下請制工業……………經濟學士 田杉競

說 苑

鮑 脣 錄……………法學博士 財部靜治

農業經營に於ける日支の異同……………經濟學士 菊田太郎

附 錄

彙 報

外國雜誌論題

本誌第四十七卷總目錄

(禁 轉 載)

經濟論叢

第四十七卷 第六號 (通卷第貳百八拾貳號)

昭和十三年十二月發行

論叢

幕末の出貿易

本庄榮治郎

一 幕末以前の貿易論

寛永の鎖國以後、貿易は僅に長崎に於て支那・和蘭に對してのみ例外的に許されてゐたに過ぎぬ。而も片貿易であつて、我國は正貨を以て支那・和蘭船の輸入する貨物を買ふのが原則であつたから、金銀の流出甚しく貿易を自然のままに放任する能はざるに至り、貿易は年を逐うて縮減されたのであつた。かゝる状態であつたから、貿易制限論や不必要論が唱へられたことは不思議ではない。その一例として新井白石の説を掲げやう。¹⁾

白石は曰く『當家代をしろしめされて海船互市の事始しよりこのから凡百餘年の間、我國の寶貨、外國に流れ入し所すでに大半を失ひぬ。金は四分が一、銀は四分が三を失へり。されどこれも公にあらはれ聞えて推量るべ

幕末の出貿易

第四十七卷 七四九 第六號 一

1) 拙著、近世の經濟思想、10頁以下

き所をもていふ也。其餘推し知られざる所の事ども猶多し。これより後百年を出ず我國の財用ことごとく竭なん事は智者を待ずして其事明かなり』と。かくて彼は貿易不必要論を懐きし者であつて『我有用の財を用ひて彼無用の物に易むこと我國萬世の良策にあらず。古より此かた我國いまだ外國の資を借らず、されば藥材の外は他に求むべき物もなし。海舶の來らざらん事、古のごとくなりとも我求むべき所を得べき事其道なきにしもあらず』と説き、貿易の唯一の利益とも見るべき藥材に就きても必ずしも外國に仰ぐの必要なく『かの藥材の如きも、古を考ふるに我國に産せしもの少からず、木綿煙草などいふものゝ古に聞えざるも、今は地として産せずといふ所もなし。たとひ古より我國になからむ物も、其種子をも求め其地宜をもはかりてうつしうをつべし』とて自給自足の必ずしも不可能ならざるを説いてゐる。併しながら今一朝にして貿易を廢する能はずとせば、貿易に制限を付し、國內に通用せる貨幣の量を計りて貿易の歲額を定め、來航の船舶を制限し、其船數及搭載量を定むべきことを述べてゐるが、正徳五年における詳密無比なる海舶互市の新例は、かくの如くにして生れたのである。白石は『これを人にたとふるに、五穀の類は毛髮の生じ出る事やむ時なきが如し。五金の類は骨髓のふたゝび生ずる事なきに似たり。かの五穀の如き猶地に肥瘠あり年に豊凶あり。まして五金の如きはこれを産する地も多からず、これを採るに常にしもあらず』とて金銀の貴ぶべきことを説いてゐるが、之は上述の貿易關係と密接なる關係を有することはいふ迄もない。

右の白石の所論と對照して興味あるものは中井竹山の説である。即ち曰く『金銀二品は必竟何の用に立ぬ物なれば乏きとも事かゝらず、銅鐵の二品は民用に甚切にて、鐵は云迄も無大切成者、銅は是に次で甚便利の者也。

故に生銅を年々夥敷外國へ抛ち棄るは惜む可の甚敷也」と説き、金銀は飢て食ふ可らず、寒して衣る可らず、然らばとてこれを建築に用うる能はず、武器を作る能はず、農具商工の用具に作る能はず、銅鑛の如き實用的のものではないから、地を拂て海外へ流出するも國家の爲め何等の損害なし。たゞ銅に至つては民用に切なるものであり、之が海外に多く流出することは誠に惜しむべきであると説いて居る。而して銅を渡すことを節約するためには、品物と品物との貿易を行ふべきである。それには從來の海産物の外に、紙・墨・研・扇子・團扇・傘・日傘・菅笠・蓑・漆器・蒔繪・陶器・京人形・小間物・竹細工・合羽・絹布・書籍其他外舶の好で求むる物を渡すべきであるとしてゐる。この點は、當時の一方的の輸入貿易を矯正するの策として、首肯すべき點大なりといはなければならぬ。

明和安永の頃に及んで識者の注意は、日露兩國の接觸地たる蝦夷に集注し、之が開發經營を論ずる者屢現はるゝ有様であり、工藤平助の「赤蝦夷風説考」は開國論の濫觴とも稱すべく、之に動かされて幕府は天明五・六年に蝦夷樺太調査を行ふに至つたのであるが、寛政年間に著はされた本多利明の「西域物語」や「經世祕策」は外國貿易によつて國富の増進を計ることを根本問題とし、蝦夷の開發のみならず隣邦の經略をも行はんとすることを説いたものであつて開國進取の方針を示したものである。

利明思へらく、凡そ一國の經濟は孤立して存在し得べきものではない。歐洲諸國は各國互に有無を通じて次第に富強となりしに、我國は依然國を鎖して孤立の状態に甘ぜることは大なる誤りである。『日本は海國なれば、渡海運送交易は固より國君の天職最第一の國務なれば、萬國へ船舶を遣りて國用の要用たる産物及び金銀銅を拔

き取て日本へ入れ、國力を厚くすべきは海國具足の仕方なり。自國の力を以治る計りにては國力次第に弱り、其弱り皆農民に當り、農民連年耗減するは自然の勢なり」といひ、自給自足は頼むに足らずとし、外國貿易の必要を高調して居る。而も當時に於て外國貿易は、一方の得る所は他國の失ふ所なりとの説が行はれたが、利明は『自國を豐饒の富國と成んは、外國より金銀銅を取込の外に道なしといふ、其説至極にあるべし。然ども其金銀銅を取込には、自國の産物を用て外國の金銀銅と交易し、利潤の金銀銅を得るの外に道あるまじ、其産物は自國の産物と他國の産物と互格なり。交易も互格なれば得處の利潤も勝劣あるまじ』とて外國貿易が兩當事國を利用する所以を明かにし、且つ彼我の間、常に對等の關係を以て貿易をなすべきことを道破し『異國交易は相互に國力を抜とらんとする交易なれば、戦争も同様なり』とて平和的戦争の忽緒に附す可らざるを説き、更に進んで『百四五十年前迄は日本よりも異國交易に船舶を仕出たる先例あれば、其先例に倣へ官船を製作して異國交易を以、日本に入用なる品々のみも取入る様にならば、支那和蘭陀の來船を待す國用自由なるべし』とて積極的に輸出貿易に従事すべきことを慫慂してゐる。而してかくの如き積極的貿易に従事せんとせば、必ずや航海事業の發達に俟たなければならぬ。航海業の發達は官船を用て運漕をなすによつてのみ之を期し得る。是れ利明に官營海運論のある所以である。鎖國の當時に於て開國進取・貿易發展を極論した彼の説は、その識見の高きを示すものといはざるを得な³⁾。

二 幕末の出貿易論

3) 同上、167頁以下

嘉永六年六月米國水師提督ペリー來航して國書を提出し修交互市を求むるに及んで、鎖國か開國かの決定は焦眉の問題となつたが、貿易の要否・利害も當然各方面に於て論議せらるゝに至り、茲に貿易論の一大進展を見るに至つた。幕府は七月一日米國々書の和解を諸藩に示して之に對する忌憚なき意見を徴したが、その答申のうちには貿易を以て有害なりとしたものも少くなかつた。⁴⁾然しそれとは反對に貿易を開かば日本繁昌疑ひなしとする説（福岡藩）もあり、殊に彦根藩の如きは進んで海外へ出て交易せなければならぬとの意見を上申した。即ち嘉永六年八月二十九日の上書には『祖宗閉洋之御法には候得共、支那和蘭之橋ばかりは残し被置候。今此橋を幸ひに外國之御所置可有之事。（中略）交易之儀は國禁なれど、時世に古今の差あり、有無相通するは天地之道也。祖宗之神に告て、已來は此方より商船を和蘭會所咬嚼吧之商館^{ジャガッラ}遣して交易すべし』といひ、更に『寛永以上の御朱印船を復古し、先づ大坂・兵庫・堺等之豪商に被命、其株を與へ、堅實の大軍艦初蒸氣船を新造して、日本無用之品を積込、水主船頭は暫く蘭人を雇ひ、剛直にしてしかも心利たる者共を乗せ交へ、大砲之矢利・大船之取廻し、針路之法を學ばせ、表に商船を申立、内實は専ら海軍之訓練を心得、追々船數を増て習熟し、日本人自在に大洋を乘廻し』て貿易と武備とを俱に全うすべきを説いてゐる。⁵⁾

安政元年三月日米和親條約が成立し、ついで英露蘭諸國との間にも條約が締結され、缺乏品供給の名の下に事實上は小規模の貿易が行はれたため、從來の長崎における清蘭貿易とは異なる貿易を體驗するに至つたのみならず、世界に於ける修交通商の意義を多少とも諒解するの機運に近づいた。安政三年八月四日の老中達には『外國々々も海船被差向、交易互市之利益を以、富國強兵の基本と被成候方、今之時勢に協可然哉に候得共』それには

4) 拙稿、幕末諸藩の開國思想、本誌第四十二卷一號
5) 大日本古文書幕末外國關係文書之二、250頁以下

今後五年七年の日子を要すべく、差當り輸出の銅は年々缺乏の状態にあるから、交易仕法の大本を今より考究する必要がある旨を述べてゐるが、之によるもゆくは我より海外へ渡航して交易する必要は之を認めてゐたのであつた。

之に對する八月十五日在府浦賀奉行并同箱館奉行よりの上申書には、長崎に於ける唐蘭貿易の弊を論じたる後、英國は北蝦夷地の半よりも北に當れる國であるにかゝはらず、富國強兵である所以は「專航海交易之利益と相聞候間、御仕法次第にて御益相顯候は必然之儀と奉存候。尤居交易にては爲差事も有之間敷」云々と述べ、各國の通商法を參酌して貿易仕法を定むべきことを述べてゐる。即ち居交易のみにては利益少しと述べてゐることは、西洋各國同様海外に出で、貿易をなすの利なることを説いたものと見ることが出来る。また四年三月の海防掛の大目付目付の上申書には、貿易を開いて國家理財の根本を確立するは方今の急務なりとし「和親之國は此方より官吏を遣、留學生を遣し」或は「廣く萬國に航して眞利を興し」其他種々の條項を擧げてゐるが、これまた進んで海外に出で、交易すべきことをいへるものと見ることが出来る。

我國と通商を開始せんとする諸外國が單なる缺乏品貿易を以て満足せざることは當然であり、遂に米國總領事ハリスは四年十月江戸に出で、所謂重大事件たる通商條約の締結・公使駐劄・自由に交易をなすことの諸件を申立てた。之に對し幕府は各方面の意見を徴したのであるが、その中には積極的に出貿易の必要を説いたものも少くなかつた。例へば福井藩は四年十一月二十六日の上申書に於て、強兵の基は富國にあるから今後貿易の學を開き有無相通じ「皇國自有之地利に據り、宇内第一の富饒に致度事に御座候」といひ、我より進んで小邦を兼併し

6) 同上卷十四、653頁

7) 同上、751頁

8) 同上、卷十五、702—704頁

9) 拙稿、幕末諸藩の開國思想、本誌第四十二卷一號

互市を盛にすべしと説き、更に五年二月十八日にも我より航海を開き、支那西洋へも人を派遣すべきことを論じてゐる。徳島藩も亦、當時の形勢は天命の然らしむる所であり、我より航海して通商すべしといひ、鹿兒島藩は通商開始の上は諸外國へ商船を派遣し、五大洲を隨意に制御するやう處置するのが當然であると述べてゐる。尙老中堀田正睦の意見書に『廣く萬國に航し、貿易を通じ』云々といへることは、やはり出貿易の必要を説けるものと見て差支あるまい。

萬延元年三月幕府の外國掛大目付及目付から産物方と稱する一局を設置すべきことが建議されたが、その意見書には産物方の設置によつて國內産物の出來高等の實數を調査し得べく、『然上に而兼々申上候通、支那へ仕出船の御沙汰有之候得ば、彼地の模様次第貿易取組も心丈夫に出來可仕』云々とあつて、支那へ出貿易を試むべきことが説かれた。この支那出貿易に對して勘定奉行及勘定吟味役等の意見は、外國貿易も開始されたことであるから、居ながら彼の求に應ずるのみにては不都合であり、且『彼國香港等にて外國交易の振合にも見分爲仕候はゞ御爲筋にも可相成』殊に唐國生産の品は、西洋の諸品と異り、紗綾・縮緬其外織物を初め、絲類・藥種類等我國有用の品も少くない。近來長崎表支那船入港少き趣であるから、右品々彼國より積歸らば我國産を補ふこととなり、又國産にも支那へ向くものがあり、彼我共に便利であるから、支那へ商船を仕立てることを仰せ出されたいと述べてゐる。また外國奉行等の意見も支那へ商船を仕出すことは『時勢至當の儀』であるといひ、町奉行の答申も支那貿易については贊意を表してゐる。且右の勘定奉行等の答申には支那へ商船派遣のことは、『先達而外國立合役々外國奉行一同連名を以て再度申上候趣も有之』といひ、外國奉行等の答申にも支那へ出貿易を試むる

10) 同、幕末に於ける幕府有司の開國思想、本誌第四十二卷二號

ことは、『既に去未(安政六年)六月中、外國御用立合役々一同評論を盡し』上申した趣を述べてゐるから、既に前年より相當論議せられてゐたことは明かである。勿論この出貿易は貿易の必要から説かれたことではあるが、軍備の充實即ち海軍の擴充に資せんとする考へと關聯のあつたことも注意すべきであらう。¹¹⁾ 猶文久年間に於ける佐久間象山の上書にも出貿易の利益を説ける條がある。¹²⁾

三 幕吏海外派遣の計畫

前述せしハリスの重大事件陳述以前に、幕府に於ては通商貿易の開始并に貿易方法等について種々の意見があらはれてゐるが、幕府は四年八月十八日、評定所一座以下に對し

『長崎表におゐて在留和蘭領事官に談判に及び、追々貿易筋取調も出來可申候得共、國家不朽に傳へ候貿易之基本を定め候に、外國交際之實驗も無之、彼か三寸の舌頭を賴候は不得已次第とは申ながら、實は輕忽之至、事を不盡儀に付、彼地におゐて研究相届、貿易取調も繰り候は、此上實地經驗之爲、岩瀬伊賀守儀在勤支配向之内、其外にも有志の者共召連、暫時唐國香港邊迄被差遣候方に可有之哉、尤今般御買上之和蘭スター子ル船歟、此度入津之御詔蒸氣船之内、何れ成共都合宜方に乘組、蘭人相雇都て蘭船之儘にて右船乗試等之名にも致し、手輕に取計渡海致候積、別紙の通相達可然哉、早々評議致し可被申開候』¹³⁾

といひ、之に對する評定所一座の答申には『外國之入船を待受候而已にては御益筋も薄く可有之候間、此方よりも交易船御仕出し無之候而は難相成場合に可至』とて海外に渡航して貿易を開くことには贊意を表してゐるが、香港出張の件に關しては蘭船航海之姿を以て香港邊一と通り乘廻るのみにては用をなさず、上陸滯留して交易仕法等を調査する必要ありとし、かゝる方法による出張は寧ろ中止すべしとなしてゐる。又大目付目付よりの答申

11) 拙著、幕末の新政策、313—322頁
外國貿易諸色一件、乾の下、(寫本)

12) 拙稿、幕末の經濟思想、社會經濟史學、第五卷十號

13) 大日本古文書幕末外國關係文書之十七、339頁

は香港への派遣を認め、外國通航は國家富強の盛舉なりとしてゐるが、海防掛の勘定奉行同吟味役は貿易に關する調査は甚だ困難であり派遣の効果なかるべしとし、之に反して林大學頭は時勢に適應せる處置として贊成し、鎗奉行筒井政憲は一應交渉の上、上陸すべしといひ、評議區々に岐れたため、更に評議を盡すこととして實現するには至らなかつた。¹⁴⁾ 然しかゝる問題の起つて來たことは通商貿易を開始すべきや否やといふ如きことは最早問題ではなく、通商開始を既定の事實としてその後の交易方法が問題となつたものであり、それは從來の如き居貿易の方法に甘せず、外國の方法を調査し、我國も亦外國同様海外へ出で、貿易せんとする機運の迫つてゐたことを示すものといふことが出来る。

降つて慶應三年にも、幕府は勘定奉行兼外國奉行塚原但馬守を上海に遣して貿易事情を視察せしめんとした。蓋當時幕政改革が行はれ、盛に物産を輸出して貿易の利益を收むべしとの議が漸く熟したためであつた。然し幕政改革に少からざる關係を有せし佛國公使ロッシュ (Roussin) は、當時我邦に滞在せる佛商クレー (Créteil) をして幕府より海外への注成品を一手に取扱はしめんと頻に運動中であつたから、上海遣使のことを喜ばず、之を阻止したため、このことは遂に實現しなかつた。¹⁵⁾ 尤これより前、既に千歳丸及健順丸による上海貿易が實現され、上海の事情は多少知られてゐたのであつた。

四 龜田丸の黑龍江貿易

安政五年正月日米間に通商條約十四ヶ條・貿易章程七則が議定せられ、六月に彼我の調印を了した。ついで七

14) 同上、卷十七、340, 343, 659, 756, 812頁

15) 德川慶喜公傳、第三卷、464頁
拙著、幕末の新政策、198頁

月には蘭・露・英、九月には佛國との間に同様條約が調印せられ、所謂五ヶ國條約が成立したのである。かくて貿易が一般的に行はるゝや、種々なる方面に影響を與へ、殊に貿易のために國內の需要を満す能はず物價騰貴する有様であつた。茲に於て箱館奉行は居貿易に甘んぜず進んで外國に赴き物産を取引し、利益を以て船の維持費に充て、兼て外國の事情を知ると共に支配向の者の航海訓練をなさしめんと計畫を立て、安政六年二月十二日堀織部正外三名は連署して之を幕府に上申した。¹⁶⁾

その上申書には先づ外國貿易行はれて以來、物價騰貴上下困窮せることを説き『萬國互市を以富國の本と仕候に付、得と交易の仕法熟知仕候はゞ存外御差支無之、御有益も出來可申處、從來鎖國の御制度故一同其邊不案内に付、彼が申旨にのみ従ひ、居交易仕候はゞ品々弊害難測儀に付、此方よりも外國へ航海致し、我國實用の品々研究致、輸入不足を補ひ候外、手段有之間敷』とて居交易の弊害多きことを説き『唐國の内サンハイ・ホンコンには亞人其外條約濟之國々屯住商館も有之趣、尤唐國とは御通信は無之候得共、從來長崎は同國商船入港通商仕候義ニ付、御國より船艦被遣候とも差支有之間敷候得共』云々とて上海香港への出貿易を説き、更に『蝦夷地接壤いたし居候滿州地方は魯西亞蠶食致し、既にアンムル河漢稱混同江邊には魯人追々移住いたしニコライスキと申所には交易場も取開候趣にも相聞』此等地方の事情を探索する必要もあるから『幸魯西亞とは御條約も相濟候義に付陽に交易を名と致し、御預船又は外國船の内支配向爲乗組アンムル河よりカムサツカ邊迄被遣、其地之物産輸入いたし彼地不辨之品々積荷仕交易致し候はゞ存外御利益も有之』とて露領狀況調査の必要を力説して、當年夏にても出船したき旨を述べ許可を乞ふた。

16) 箱館總田丸魯領アンムル河へ發航一件(寫本) 新撰北海道史、732—734頁
函館稅關沿革史、35—37頁

右の上申に對しては久しく指令がなかつたが、文久元年正月箱館奉行村垣淡路守・津田近江守は更に前同様『アンムル河よりカムサツカ邊迄被遣、其地之物産輸入いたし交易いたし候はゞ存外御利益も可有之』且又唐國の内サンハイ・ホンコン等にも差遣し、各國の商法は勿論、輸出輸入品とも利益ある物品を篤と實地研究せしめ、陰に彼が動靜を探索したいから、當夏試に出航せしめたい旨を述べてゐる。¹⁷⁾

之に對する勘定奉行同吟味役の評議は、右の上申は尤のことではあるが、滿州アンムル河からカムサツカ邊出船の儀は『追て頃合被仰渡候方にも可有之哉』といひ『支那の商法仕出方之儀に付ては先達て外國立合大目付御目付外國奉行一同申上候趣も有之、香港は英領に候得共、元來は支那領にて離嶋とは乍中、支那の接居、滿州カムサツカ等とは譯も違ひ各國交易盛の場所に付有益も可有之候』と述べて贊意を表してゐる。又外國奉行の評議は『御預り船或は外國商船等相雇、蝦夷地近傍魯西亞領の不辨之品々積入罷越候を手初に致し、追ては唐國上海香港等迄も出船御差許相成候はゞ、自然土地之潤澤にも相成、窮民離散之憂も少く、往々莫大之御國益とも可相成』といひ、香港は英領なれば同國公使に談したる上、處置すべき旨を述べて贊成し、外國掛大目付目付の評議に於ても贊意を表してゐる。茲に於て閣老も亦『箱館奉行申立之趣尤之次第に有之、(中略)御國境御取締且滿州邊事情探索旁交易を名と致し、先アンムル河に爲試出航致交易爲仕候方に可有御座哉』と述べてゐるが、二月九日村垣淡路守及津田近江守の許可に對する請書があるから、遂に臺閣の許可を得たものである。¹⁸⁾

茲に於て同年四月箱館奉行は支配調役水野正太夫・諸術調所教授役武田斐三郎・支配定役一人・御雇一人・組同心一人・諸術調所出役一人・武田斐三郎門人一人・御雇醫師一人・水主足輕二十人・商人一人・箱館在留魯西

17) 箱館總田丸魯領アンムル河へ發航一件
函館稅關津田浩史、209—210頁

18、19) 箱館總田丸魯領アンムル河へ發航一件

亞通辯人一人を龜田丸に乗組せ、交易品はすべて商人に取扱はさせ、四月二十二日より風待順風次第出帆の積りである旨を上申し、二十八日出帆、五月七日魯領デカストリイ着船、六月朔日ニコライスキ着港、七月十六日同港出帆、八月九日箱館表へ歸着した。¹⁹⁾この龜田丸は、安政五年三月箱館奉行が船大工積豊治に命じて製造せしめたもので、翌年十月竣工、スクーテル型、木造帆船二本檣、四十六噸の船であつた。²⁰⁾

(註) 右の出船許可の日付は「新撰北海道史」第二卷、七三四頁には二月十九日、一函館税關沿革史二〇九頁には二月二十九日となつてゐるが、「箱館龜田丸魯領アンムル河へ發航一件」には「書面御預船に支配向之者爲乘組先アンムル河に爲試出船いたし交易被仰付、尤外國人爲案内雇入候儀も不苦旨被仰渡奉承知候。酉二月九日。村垣淡路守・津田近江守」とあり、勘定奉行吟味役は二月十六日、外國奉行・水野筑後守は二十五日に之を了承せる旨の附記があるから、この黒龍江貿易一件は二月九日又はそれまでに許可せられたものと考へられる。尙出帆等についても「新撰北海道史」其他に異つた記述があるが、本稿に記載した日付は村垣淡路守・箱館奉行が八月十一日提出した届書に據つたものである。

この黒龍江航行については武田斐三郎著「黒龍江誌」²¹⁾に詳細記されてゐるが、彼我貿易の状況に關する記述を見出し得ないことを遺憾とする。それによれば出帆は四月二十八日朝五時三十分で、尼哥拉斯府についたのが六月朔日で、ニコライスクの景況については

「尼哥拉府は黒龍江口の一新都なり。近ろ英の變モラビオフ始て兵士を此地に移て西伯利の保障となす。四年前龍江以北滿州東半俄國の版圖に歸し、遂に首府を建て滿州唐太北部を管す。米利干獨乙等の船舶官貨を載て群湊し日月繁庶已に今日の盛昌を致す。六月初日朝九時龜田丸アンダレス岬外投碇俄士官ホンクハ及び火船將士命な來訪ふ。又家猪雞卵胡瓜洋酒密果等鎮守の餽あり。且造船局士官を使用して船上補膳の所を問しむ。一日我船士官を官廳に讒し、兵士銃を捧げ伶官樂を奏し饗膳豐盛、府中の將士皆來て杯を接す。禮意太厚し。蓋し軍艦將長を待するの式なり。其始て陸に上る。士女群噪路を挾て堵立し、或は馬車に駕して來り觀ものあり。其敢て狻に近ざるは日本帶刀家の聲聞を畏懼すと云」云々

20) 村垣元長纂述、北海道西洋形船沿革考(草稿本)

21) 寫本。但し竹塘武田先生傳にも載す

「北海道西洋形船沿革考」にも龜田丸の黒龍江貿易のことを記してゐるが、それによれば武田斐三郎が船長として乗組み、絹布・米・醬油・馬鈴薯及雜貨若干を搭載し、ニコライスクに於て賣すところの物産を試賣し、地理風俗及將來貿易の得失を探究して、八月九日に歸箱したもので『我國製造の洋船外國に航し貿易するもの此を始とす』と記してゐる。

五 千歳丸の上海貿易

文久元年二月幕府は外國掛有司に對し、外國貿易の様子探索旁通商試みとして唐國香港へ先づ船一艘役人爲乗組差遣すべきの處、適當の船なきため、軍艦を使用するか、君澤形番船を用うるか、或は英・蘭の商船を雇入るか、水夫も邦人のみにて差支なきか等を垂問した。之に對して外國掛大目付目付は評議の結果、香港は英領にて外國船數多入津富饒の土地なれども、僅に三四里程の一孤島にて外國船が缺乏品等買入れのため入津するまでに、通商互市の場所ではないから、外國貿易の模様其他探索旁通商試みのため派遣するも其詮あるまじく、之に反して上海は商船輻湊互市盛んなれば、上海へ遣はさるゝ方實地商法の見究めも出來るであらう。船は軍艦よりは君澤形一番船の方然るべしと考へられるが、寧ろ和蘭商船及水夫を雇入れた方が萬事好都合であらう。上海は唐國所領であるが、今迄日本商船を差遣したる例なきを以て、矢張和蘭商船の積にて取計ひ、品物直段等の儀は乗組役人より船主へ相談の上夫々取計はせたならば、商法其外探索等十分行届き、追て使節派遣の手順にも成るであらう。右は神奈川奉行より一應同所和蘭領事へ掛合ひ、神奈川奉行支配向・勘定奉行支配向・軍艦方・天文方

等から一人づゝ差遣し、貿易・針路・天文等を研究させては如何と答へてゐる(三月)。また外國奉行及水野筑後守の答申は、軍艦は目下修覆中であり君澤形は小船であるから、寧ろ箱館丸龜田丸の内を遣はすことがよからう。然し唐國香港は何れもその土地生産の品なく諸國舶來の品のみで、大抵わが開港場と同様であり、且我が貨幣が各國と相當せざるため、商船を仕出して賣買の利潤薄き場合には、以後自然と商人共の氣乗りにも影響するから、先づ支那と條約を締結し、使節を派遣し、同國及各國の風習を探索したる上、使節より支那に談判約定して商船を遣はした方が國益となるであらう。よつて支那と條約を取結ぶことを早く決定すべきであるとしてゐる(四月)。

かくて長崎奉行に對し『外國商法の様子見置旁、貿易御試として唐國上海香港等の役々爲乗組可被差遣候間、長崎表おゐて阿蘭陀商船并水夫等も御雇之上、同所御貯之俵物積入、先つ一艘差遣候積相心得、蘭船等御雇之儀并貿易の仕法等取調可被申聞候。』云々と指令し、勘定奉行・目付にも同様の達しがあり、小栗豊後守・溝口八十五郎に對しても同様心得べき旨を述べたる後『其方共儀幸ひ彼地に相越候儀に付右手續其外得と申談候様可被致候。尤右は御試迄の儀に候得共、此以後も長崎奉行御預等之御船を以、鹽飽島水夫共御雇上、蘭船等御雇に不及時に貿易船御仕出し相成候様の仕法、彼地おゐて得と勘辨取調、追て申聞候様可被致候事』と述べてゐる。

右の指令に基いて長崎奉行岡部駿河守は、出島在留の和蘭商社支配役ホードエンへ商船借受方并に唐國商法筋の模様等一應承合したところ、その答は、三百噸(凡二千石積)位の帆前船の傭船料水夫賃其外一式にて一ヶ月千六百ドルラル、并上海入港の際川案内賃百ドルラル程を要する。同地には無條約國の者も來つて商をなし、領事も在留してゐるから、定法の運上さへ出せば貿易することが出来る。雇船する場合は上海に駐在せる和蘭領事に書

狀差出し置けば、萬事差支なく運ぶであらう。香港は英領で運上は不用であるが、遠隔地であるから雇船料は高くなる。交易品は近來日本産のもの夥敷上海へ廻送されてゐるから、睨と利潤ある品物も決定し難く、尤石炭は積送しても損は立たぬであらう。然し時候風順も宜からず冬まで延期した方がよろしからうとの意見であつた。そこで長崎奉行の考は何分手始めの事であるから、和蘭商船を以て國産品少々積ませ、勘定奉行・目付の支配向一人づゝ、長崎奉行支配向一兩人、通詞・商人等を召連れ、土地の様子・貿易筋等を探索せしめた後、追て商船を仕出すことゝした方がよいかと思ふ。又海上風順も宜しくないし、高橋美作守着崎交代の期限も近いてゐるから、その意見も聞いた上、尙委細上申するであらうとのことであつた(七月)。

この岡崎駿河守の書面について外國奉行の評議では「貿易船御仕出しの儀については私共是迄度々申上候如く、何れにも御試御仕出相成候方御都合可然、既に箱館表おゐては同所奉行申上御許容相成、當春魯西亞領アムル港の御船差出、不遠歸帆可仕次第に御座候」といひ、新規手初めの義なればとて彼是顧慮に過ぎ因循いたしては、折角の御趣意を貫徹することが出来ないから、高橋美作守着崎次第、早々仕法等取調上申するやう仰渡されたいといふ積極的意見であつた(七月)。また外國掛大目付目付の意見は、神奈川開港以來日本産品は多分に支那へ持渡るため總體下直になり、且つ兵亂のため(長髮賊亂)土地衰弊してゐるから、此際は國産品を持渡らず、彼地の品買試み且年々相場の高下を聞き糺せば様子は大體判明するわけであり、巨細の儀は彼地に兩三年も滞在せずしては判明し難いから、駿河守見込の通り決定せられて可然旨を答へてゐる(八月)。かくて長崎奉行に對し雇船其外夫々取極め上申すべき指令が發せられたのであつた。

以上は「箱館健順丸香港及荷蘭領バタビヤへ發航一件」(續通信全覽類聚部の船艦門・商船發遣の項より採れるもの)に記されてゐる所で、之に引續いて文久二年二月の健順丸香港バタビヤ發航の文書に移つてゐるが、上掲の所は、卑見によれば健順丸の香港バタビヤ差遣とは關係なく、長崎より上海香港への出貿易の計畫であつて、寧ろ千歳丸の上海貿易に移るべき先行事件であつたと思はれる。

千歳丸の上海貿易は既に本誌第四六卷五號に述べた如くであつて、文久元年九月幕府は長崎會所調役沼間平六郎をしてその局に當らしめ上海貿易を實現せんとしたのであるが、種々準備のうちにもその年も暮れて、翌二年三月外國汽船を備船せんとして長崎碇泊の和蘭船(二百七十噸、一ヶ月) 英國船(六百噸、一ヶ月) 備船料三千弗²²⁾を見分したが、この際は寧ろ外國船を購入する方が得策なりと考へ、遂に英船 *Amistice* を買収し、四月十四日長崎奉行高橋美作守は目付以下の役人を率ゐて之を臨檢し、船名を千歳丸と改め、四月二十九日長崎出帆、上海に航行して貿易を試み、七月十四日長崎に歸港したのであつた。この間の事情については既に前掲本誌に「幕末の上海貿易」として詳説した處であるから、茲には之を繰返すことを避ける。

六 健順丸の香港バタビヤ貿易計畫

文久元年四月露領ニコライエフスタへ貿易を試みし箱館奉行は、更に翌二年五月奉行所附屬船健順丸を以て英領香港及蘭領バタビヤへ出貿易を試みんとした。

健順丸はもと米國船で *Alfair* 號といひ、一八五六年(安政三年)米國フェールヘーウン市にて製造されたもので

22) 川島元次郎、南國史話、121頁

あるが、文久元年（一八六一）八月箱館に入港し、その際賣買が成立したものである。初め箱館奉行竹内保徳・堀利熙は軍艦製造のことを幕府に建言したが允されず、文久元年春又上書して軍艦を製し北門の警備を嚴にせんことを請ひ、幕府は遂に之を許したので、保徳等は艦材を蒐集し將に工を起さんとする運となつた。時に龜田丸がニコライエフスクに於てアルテア號に會し、その船體の大小、機械の裝置よく我が意に適せしため、之を購入して新艦の製造を止むるに如かずと考へ、賣買の交渉が進められてゐたのであつた。かゝる事情に在つたため、同船の箱館入港後、購入の約が實現されたものである。同船は木造帆船三本櫓、長さ百十九尺、幅二十九尺一寸、深さ十二尺二寸、三百七十八噸で、名を改めて健順丸とした。²³⁾

文久二年二月健順丸を香港バタビアへ派遣し、その航海を露國士官に托せんとする風聞があり、之に對して米國貿易エゼンド代シ・エ・フレツルよりは書簡を以て抗議及自己採用方を箱館奉行組頭河津三郎太郎に申出でてゐるが、河津よりは右は全く誤傳である旨を答へてゐる。三月には外國奉行から健順丸が英領香港に貿易のため差遣されるにつき「不案内之客地え始て通商いたしぬる事なれば、交易の振合等都て不馴の儀故彼地在留貴國コンシユル周旋を以て百事差支無之様致し度、尤船中取締之爲め箱館奉行支配之士官爲乗組、近々出帆致させ候間、其段心得られ、同所コンシユルに告知有之度、此段拙者共より頼入候」との英國公使宛依頼狀を差出した（三月二十八日）。然し英公使は閣老の書翰を要求したため、再び五月四日閣老より同様の書翰を送り、阿蘭陀總領事に對しても外國奉行より蘭領呱哇島之内バタビアへ健順丸を差遣するにつき同地駐在領事に萬事斡旋を乞ふ旨の依頼狀を出してゐる（三月二十八日）。九月二十二日には英國領事より箱館奉行に對し健順丸の出帆期日を問合せてゐる

23) 村尾元長纂述、北海道西洋形船沿革考(草稿本) 勝海舟、海軍歴史、444頁。日本近世造船史、82頁

るが、奉行からは日限は未だ確定せざるも、七八日又は十日程の内には出帆すべき旨を答へてゐる。²⁴⁾

かくて健順丸が函館を出帆したのは二年十月六日である。水野某船長となり、篠森泰度・藤田主馬・高井誠司以下數十人之人に乗組み、昆布・煎海鼠・鮑・刻昆布・生絲等若干を搭載して江戸に向つた。²⁵⁾ 然るに十一月に至り健順丸の海外渡航を止め品川に滞泊せしむるに至つた。其原因については、或は物議のためといひ、或は當時内外の事情切迫せるためと説かれてゐるが、幕府が既に英蘭兩國に對しても斡旋の勞を依頼せる程であるから、幕府側に於て物議を生じたものとは思へず、又内外の事情切迫せることはこの時に限つたわけではないが、此年六月勅使東下して朝旨三事を傳へ、松平春嶽による幕政改革が行はれたことなどから見れば、或は後者の説が當つてゐるかもしれない。兎に角直接にその事情を明かにする史料に接せないことを遺憾とする。

(註) 「舊幕府」第五卷第三號所掲、山口舉直氏の「明治以前の支那貿易」には會津人參、蝦夷の乾海鼠、干シアワビなどを箱館の物産會所から積込み、表面は蘭領バタビヤへ航海すると稱し實は支那へ出貿易をなす積りであつたが、人心の不折合といふことで中止になつた。然し小笠原圖書・井上主水正などが盡力し、山口氏が引受けて上海へ貿易を試むることになつたのであると説かれてゐる。この上海貿易は次項に説明せるものである。最初のバタビヤ貿易が前述の如く蘭・英兩國官憲へ斡旋を依頼してゐる以上、かくの如き表面の口實であつたとは考へられない。

七 健順丸による上海貿易

前述の如くにして健順丸の香港派遣は中止されたが、翌文久三年十月幕府は健順丸を長崎に遣し、風の様子により支那上海へ罷越すも苦しからずとの内意が傳へられたので、同船は十一月十一日品川表出帆、十二月十七日兵

24) 箱館健順丸香港及荷蘭領バタビヤ發航一件(寫本)
 25) 新撰北海道史第二卷734頁に五月箱館發航とあるは誤り
 26) 新撰北海道史二卷734頁
 北海道西洋形船沿革考

庫に着船、荷物仕入方、大阪表との諸引合等商法筋の義を同所にて整へ、翌元治元年二月九日兵庫を出帆したが、風浪のため長崎に寄港することを得ず、針路を西に向けて上海へ志し、二十一日上海に着、英領事を通して道臺に面會し、和蘭領事の斡旋によつて貿易を試み、市中を見物し、滞在約一ヶ月半、四月九日上海を發し、十五日長崎に着、更に兵庫に寄港し、七月十日無事品川に歸着した。²⁷⁾

健順丸の乗組員は軍艦奉行支配組頭次席箱館奉行支配調役並山口錫次郎、外國奉行支配調役格通辯御用頭取森山多吉郎、その他箱館奉行所屬役七人、松平越前守家來二人、商法方として蛭子砥平・西田屋文兵衛の二人・船員水夫を加へて一行五十餘人であつたが、北海の海産物を彼地に賣し、之に對して砂糖・綿・水銀等を買入れたといふ。²⁸⁾

右の箱館町年寄蛭子砥平の「上海表御試商法取扱事情奉申上候書付」²⁹⁾によれば、當時の貿易狀況をや、詳しく知ることが出来る。即ち一昨年中御拂殘品并在金を以て仕入れたる品を積入、上海では和蘭領事を頼りて先づ運上所への届出、税則、荷積人足の雇入、荷船雇方、荷物置場、藏敷料等を知り、賣買手數料は千歳丸の場合と同様賣買金高の二分五厘（四五分の場合もあり）とし、一切之を和蘭領事に委せたといふ。諸品の相場は日々相庭書が配達され、横濱相庭書も時々配達されるが、賣買の都度照し合せて見るに疑惑の儀聊もなく『損益は其物品多寡相庭昂低之機會に寄候儀と奉存』、絲綿の相庭も『大抵上海横濱相庭同恰好に有之』、昆布は上海では多量に賣捌けず揚子江を蒸氣船にて凡七八日程も溯りハンカオの港へ運送し賣捌くのであるが、昆布多量に存せしため捌方滞つてゐたが、恰も其頃英船一艘箱館より昆布を積入れ直段引合はさりしたため他港へ向け出帆したといふ。かくて

27) 箱館健順丸上海へ發航一件(寫本)

28) 新村出、元治元年に於ける幕吏の上海視察記、商業と經濟、第五年第二册。武藤長藏、元治元年上海派遣官船健順丸に關する長崎側の史料、同誌第六年第一册。山口氏の談によればテール綱と水銀とを持ち歸つたといふ(舊幕府第五卷三號)

29) 箱館健順丸上海へ發航一件

煎海鼠・干鮑・刻昆布等は幸ひ彼地にて拂底なりしたため頗る利益があり、其外貝柱・鯛等も支那人必需の食料にて箱館仕出しの各國船は多く廣東邊へ廻り、上海には平日品多からず相應高價の様子であつた。之によりて考ふるに『御國之儀未だ各國通商不相關、各港貨物多寡直段高低等其時々相通じ兼候折柄、外品々相見込候より右支那人必需之品々積越し候方御益現然に有之、殊に何れも箱館産物にも有之、仕出し都合等最都合宜敷義と奉存』年々一二艘づゝも仕出す様にしたものであるとし、彼地における各國人商法取引等規律嚴重なることを説き、之はコンペニーの法盛に行はれ商法取組一己之利害にあらず業商の榮枯に關はるため取引嚴密なる旨を述べてゐる。

(註) 茲に於てコンペニー即ち商社のことを詳述し、取引上并に取締上良法なることを述べてゐる。

然らば右貿易の損益は如何といふに、山口鋤次郎の書付によれば『荷物積戻し之品も候得共、商法におゐては煎海鼠・干鮑等御買上元代金千九百拾八兩餘之高、外國仕出御見合中長々圍置、追々蒸損し、皆無御捨とも可相成程之品合を以、金千貳百八拾六兩餘之御益に相成』とあり、山口氏の講演にも『干鮑も煎海鼠も十倍以上の代價に賣れました』と述べてゐる。³¹⁾ 全損ともなるべき品物を以て約千三百兩の益を擧げたといふことは、以前の干鮑丸の貿易と比較するも大差があり、驚くべきことといはなければならぬ。

尙以上の山口・蛭子兩氏の書付の外に「箱館健順丸上海へ發航一件」には上海における見聞書・港規則・運上所規則等も記されてゐるから、上海の貿易事情を確かむる上にも少からざる効果があつたことと思はれる。健順丸船長たりし山口氏等は、外國へ航海したとの理由を以て、歸朝の後、浪士などに付けねらはれたといふことであるが、³³⁾ 當時の事情としてはそんなこともあつたであらうと考へられる。

30) 同上
 31) 山口舉直、明治以前の支那貿易、舊幕府第五卷三號
 32) 前掲元治元年に於る幕吏の上海視察記に載するものと大同小異のもの
 33) 明治以前の支那貿易、舊幕府第五卷三號

八 結 言

海外への出貿易は幕末に於て相當盛に唱道されたことであり、商法取調べのため幕吏を海外に派遣せんとする議もあつたが、遂に出貿易が實現したことは以上述べた處の如くである。

最初に行はれた出貿易は龜田丸による黒龍江貿易であるが、それは日本で造られた船で、日本人が船長として、日本人水夫と共に、未知の航路を乗切つたものである。第二回、第三回は上海への出貿易であるが、それに用ゐられた千歳丸も健順丸も外國船を買収したものである。然し千歳丸は外人乗組員によつて上海へ導かれたのであるが、健順丸は日本人の手で上海へ航海したのである。香港及バタビアへの航海は、或は使節派遣のため、或は貿易のため計畫されたが、何れも實現せなかつた。

以上三回の出貿易が收支損益の上に如何なる結果を現はしたかは必ずしも明確ではないが、その成績如何にかゝはらず、このことは重要な意義を有する。即ちそれは單に居貿易より出貿易への變化のみならず、これによつて種々海外の見聞を廣めたことは一大收獲であつたといはなければならぬ。更に日本製船舶により又は日本船員によつて大洋航海を遂行したことは、我交通史上特筆すべき事件であり、また外國船舶の購入が、幕府及各藩に於て此後續々行はれ、それ等に對する一の先例となつたことも注意すべきことであらう。

要するに幕末における幕府の出貿易は、來るべき時期への對策として試まねばならぬことを實行したに過ぎぬものであるとしても、之を敢行した努力は之を認めなければならぬものであり、また幾多重要な本來的并に派生的の意義を有することを閑却することは出来ない。

(附言) 本稿引用の史料に關して維新史料編纂官丸山國雄氏、函館圖書館長岡田健藏氏に深厚なる謝意を表す。

34) Paske-Smith, *Western Barbarians in Japan and Formosa in Tokugawa Days*, Kobe, 1930 p.223